

令和5年本宮市教育委員会8月定例会会議録

- 1 日 時 令和5年8月23日(水) 午後1時30分～午後3時17分
- 2 場 所 本宮市役所 3階 第1・2常任委員会室
- 3 出席委員
- | | |
|--------------|-----------|
| 教 育 長 | 松 井 義 孝 |
| 教育長職務代理人(1番) | 谷 明 子 |
| 委 員(2番) | 渡 辺 俊 之 |
| 委 員(3番) | 古 宮 博 文 |
| 委 員(4番) | 遠 藤 傳 一 郎 |
- 4 出席職員
- | | |
|----------------|--------|
| 教育部長 | 八木 一志 |
| 次長兼生涯学習センター長 | 根本 享史 |
| 上席参事兼たかぎ保育所長 | 渡辺 美紀 |
| 次長兼幼保学校課長 | 川名 美和子 |
| 参事兼教育総務課長 | 安藤 守 |
| 国際交流課長 | 鈴木 哲史 |
| 参事兼管理主事兼指導主事 | 佐藤 義和 |
| 指導主事 | 坂本 浩一 |
| 指導主事 | 大野 武文 |
| (書記) 教育総務課総務係長 | 野内 千恵 |
- 5 傍聴人 なし
- 6 案 件
- 議案第27号 本宮市篤志奨学資金の給与について(非公開)
- 議案第28号 本宮市教育事務評価委員の委嘱について(非公開)
- 議案第29号 令和4年度教育委員会所管の本宮市一般会計歳入歳出決算について
- 議案第30号 令和5年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第31号 本宮市未来担い手奨学基金条例制定について
- 議案第32号 本宮市未来担い手奨学基金条例施行規則の制定について
- 議案第33号 本宮市篤志奨学資金給与規則の一部を改正する規則について
- 議案第34号 本宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第35号 東日本大震災により被災した児童生徒の就学支援に関する要綱の一部を改正する告示について
- 報告第1号 要保護・準要保護児童生徒の認定状況について

報告第 2 号	福島県中学校体育大会の結果について
報告第 3 号	第 17 回もとみや駅伝競走大会について
報告第 4 号	第 17 回市町村対抗福島県軟式野球大会について
報告第 5 号	第 10 回市町村対抗福島県ソフトボール大会について

7 審議経過

【午後 1 時 30 分開会】

◇教育長 ただいまから、教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

◇教育長 会議録署名委員の指名を行います。今回は、1 番委員と 4 番委員にお願いします。

◎議案第 27 号 本宮市篤志奨学資金の給与について（非公開）

〔非公開〕

◎議案第 28 号 本宮市教育事務評価委員の委嘱について（非公開）

〔非公開〕

◎議案第 29 号 令和 4 年度教育委員会所管の本宮市一般会計歳入歳出決算について

◇教育長 次に議案第 29 号 令和 4 年度教育委員会所管の本宮市一般会計歳入歳出決算について、説明をお願いします。

◇書記 〔議案第 29 号を朗読〕

◇参事兼教育総務課長 それでは、令和 4 年度の決算概要につきまして、教育総務課より順次ご説明いたします。なお、説明は、歳出の主な内容についてのみ説明をさせていただき、詳細につきましては、成果報告書をご覧くださいませようお願いいたします。

それでは、別冊の議案第 29 号資料、一般会計歳入歳出決算書をご覧くださいませと思います。決算書 183 ページ、中段になります。

備考欄 6 保育所施設整備費でございます。みずいろ保育所の第 2 期事業として、保育所敷地西側の土地 2, 196 平米を購入いたしまして駐車場の整備を進め、今年の 6 月 16 日に完成し、供用を開始してございます。

次に、教育費になりますので、決算書 277 ページ、上段からになります。

備考欄 1 教育委員会運営費でございますが、教育委員会定例会、臨時会、合わせて 13 回開催するとともに、小・中学校、幼稚園、保育所の学校訪問を実施いたしまして、現状把握等教育活動の支援に努めてまいりました。

続いて、281 ページ、中段になります。

備考欄 5 篤志奨学資金給与基金事業でございます。令和 4 年度篤志奨学金の新規申込み 1 人を含む対象者 4 人へ月額 1 万円を給付したものでございます。なお、遠藤輝雄奨学基金貸与につきましては、新規貸与者はなく、継続の 4 人へ奨学金を貸与してございます。

続いて、291ページ、中段になります。

備考欄3 学校施設維持管理費で、小学校の施設維持管理に要した経費でございます。

次のページの293ページの中段になりますが、工事の主なものを報告いたします。

まず、まゆみ小学校の保健室の床の改修とエアコンの更新を行ってございます。白岩小学校プールろ過機の更新工事、本宮小学校グラウンド工作物設置工事として第3校庭の広告塔、水飲み場、物置2棟の設置工事、まゆみ小学校コンピューター室を改修いたしまして、まゆみ放課後児童クラブの設置工事を行っております。和田小学校の灯油を保管している地下タンク撤去工事を施工しました。

以上が小学校の工事関係になります。

続いて、301ページになります。

こちらは中学校費になりますが、備考欄4 学校施設維持管理費、こちらは中学校施設の維持管理のため、各種保守点検委託料、修繕等に要した経費となっております。

続いて、309ページ、下段になりますが、備考欄5 幼稚園施設維持管理費は、幼稚園の施設の維持管理に要した経費でございまして、このうち工事として、一番下から2行目になりますが、岩根幼稚園の屋根と外壁の塗装工事、その下に糠沢と、次のページになりますが和田幼稚園の職員トイレの洋式化工事、五百川幼保総合施設の遊具設置工事、白岩幼稚園の送迎用駐車場の舗装工事を行ってきました。

続いて、317ページになります。

備考欄7 学校・家庭・地域連携協力推進費につきましては、令和4年度に市内全部の小・中学校がコミュニティ・スクールとなりまして、それぞれの学校運営協議会が年5回から6回、会議を行ってございまして、また全学校運営協議会委員を対象にいたしましたコミュニティ・スクールフォーラムを開催したところでございます。

続いて、353ページになります。

こちらの下段になりますが、学校給食費のうち設備改修事業を行ってございまして、耐用年数の経過により劣化が認められる設備の改修を行うもので、次のページになりますが、令和4年度は回転釜や連続フライヤーの交換、消毒装置蒸気配管修理や調理室の床の塗装、給水ポンプユニットの更新工事を行いました。

続いて、359ページ、災害復旧費になります。

備考欄1の児童福祉施設災害復旧費、こちらにつきましては、令和元年東日本台風の浸水被害を受けた本宮第1保育所の移転新築工事に要した経費でございまして、昨年7月に名称をみずいろ保育所に改めて開所をすることができました。

次に、361ページ、下段になります。

学校施設の災害復旧費となりまして、備考欄2の小学校災害復旧費及び備考欄3の中学校災害復旧費につきましては、令和3年2月の福島県沖地震により被害を受け、繰越事業で取り組んだ白岩小学校体育館の災害復旧工事並びに令和4年3月の福島県沖地震により被害を受けた五百川小学校、岩根小学校、本宮第二中学校の災害復旧工事に要した経費でございまして、いずれも国の災害助成を受けながら、国庫補助対象事業として取り組んでまいりました。

以上、教育総務課が所管いたしました決算の概要説明とさせていただきます。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、引き続きまして幼保学校課が所管いたしました内容につきましてご説明を申し上げます。

決算書161ページをご覧くださいと思います。

備考欄1放射能対策費、(1)保育所給食放射性物質検査事業になります。保育所の給食の放射性物質の検査に要した費用となります。保育所全施設の検査を五百川幼保総合施設で集約して実施しておりますが、全て本市の基準であります10ベクレル以下でございました。

169ページをご覧ください。

備考欄5地域子育て支援費、(2)地域子育て支援拠点事業(センター型)になります。五百川幼保総合施設内に地域子育て支援センターを開設いたしまして、保育所や幼稚園に通っていない子育て世帯の不安を解消するため、プレ幼稚園事業や子育ての相談、交流など育児支援を実施した経費となっております。

続きまして、同ページの最下段、備考欄6放課後児童健全育成費でございます。

放課後、家庭での児童の保育が困難な家庭の児童を対象に、各小学校に放課後児童クラブを設置いたしまして、社会福祉協議会へ運営を委託しているものでございます。

続きまして、決算書177ページをご覧ください。

備考欄2の保育所運営費になります。市内4か所の保育所及び五百川幼保総合施設保育所での運営費でございます。会計年度任用職員の人件費や給食事業に係る経費、各種関係団体への負担金、さらに保護者会への健康づくり補助金などが主な経費となっております。

続きまして、決算書181ページをご覧ください。

備考欄4特別保育費です。多様化しております保育ニーズに対応するため、一時保育事業、延長保育事業、障がい児保育事業を実施いたしました。会計年度任用職員の人件費や賄い材料費などが主な経費となっております。

次に、備考欄5民間保育所・保育園支援費でございます。民間認可保育所のもとみや幼児の家、光明保育園、どんぐり保育園の健全な運営のために、運営委託料と延長保育補助金を交付いたしました。

続きまして、決算書183ページになります。

備考欄1児童福祉施設管理運営費のうち、(2)第1・第2児童館運営事業になります。第1児童館は社会福祉協議会が設置して運営を行っておりますので運営補助金を交付し、第2児童館は市が設置して、指定管理者として社会福祉協議会に管理運営を委託しているものでございます。

続きまして、教育費になります。

決算書279ページをご覧ください。一番下になります。

備考欄3子ども安全対策費です。警察等の関係機関と地域住民が一体となりまして、子どもたちを交通事故や犯罪から守る取り組みを推進してございます。市は下校時に合わせ、子ども安全パトロール等を実施いたしました。

続きまして、決算書281ページをご覧ください。

備考欄4通園通学支援費です。白沢地区の小・中学校の安全確保のため、通園通学バスの運行をしております。また、自転車通学をしております本宮第二中学校及び白沢中学校の生徒に対しまして、ヘルメットを支給いたしました。

同ページの備考欄6東日本大震災対策費になります。本市へ避難しております被災児童生徒及び市内の被災児童生徒に対しまして、学用品費や給食費等の支援をしたところでございます。

続きまして、決算書281ページの最下段から283ページをご覧くださいと思います。

備考欄1学校教育総務費でございます。学校機器の維持管理と入学に伴う名簿作成や健康診断に

要する経費、各種団体への負担金等を支出してございます。

(3) の小中学校学校教育事業等助成事業につきましては、様々な学習活動を支援するため、P T A団体に対して補助金を交付しております。内容については成果報告書をご覧いただきたいと思っております。

続きまして、備考欄2の学力向上対策費でございます。教員を対象といたしました研修会等の開催と、課題検証のため学力向上委員会等を開催したところでございます。また、チャレンジ学習奨励補助事業といたしまして、漢字、英語、数学と算数検定の受検者に対し、受検料の一部を補助いたしました。さらに、タブレット端末活用推進のため、引き続きICT支援を委託いたしまして、ICT環境の整備の支援や教師への操作指導、授業支援等を行いました。

続きまして、備考欄4学校教育支援費でございます。(1)の学校復帰支援事業でございます。登校が困難な児童生徒に対しまして適応指導教室を開設し、4名の指導員を配置いたしまして、学習意欲の向上や自立支援等の支援を行ったところでございます。

次に、(2)の特別支援教育支援員配置事業でございます。発達障がい、情緒障がい及び肢体不自由などにより特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しまして、支援員23名を配置して、授業にスムーズに参加できるよう支援したところでございます。

続きまして、(3)のスクールソーシャルワーカー配置事業でございます。スクールソーシャルワーカー2名を配置いたしまして、不登校やいじめ等様々な問題の解決のため、学校や関係機関と連携を図り、個々に応じた相談や助言を行ったところでございます。

続きまして、決算書の285ページ、キャリア教育推進費でございます。児童が将来の夢や職業を思い描きまして、その実現に向けて努力する態度を養うため、アスリートなどの夢先生を講師に迎えまして、授業等を実施したものでございます。昨年度はコロナ禍の状況のため、オンライン授業により実施したところでございます。また、小学生11名が全国へそのまち協議会加盟自治体であります北海道富良野市を訪問し、富良野市立東小学校と交流をいたしました。児童たちは交流を通じましてお互いの地域への愛着を深めるとともに、郷土愛を育むことになりました。

続きまして、同ページの最下段、備考欄1放射能対策費の学校給食放射性物質検査事業、体験活動促進事業でございます。学校給食の安全・安心のため、毎日放射性物質の検査をしております。検査の結果、基準値を超えたものはございませんでした。また、冬場の屋外での運動機会の創出と体力向上のため、小学3年生から6年生を対象に、あだたら高原スキー場を会場にスキー教室を実施したところでございます。

続きまして、決算書289ページをご覧ください。

備考欄1学校管理運営費、小学校でございますが、児童の快適な学習環境を確保するため、学校施設の運営費と周辺環境整備等に要した経費となっております。

同ページの備考欄2保健管理費でございます。児童の健康診断と教職員の健康診断を実施いたしました。さらに、学校の特色を生かした健康づくり活動を支援するための補助金、あと昨年度からフッ化物洗口事業を行いましたので、その経費でございます。

続きまして、決算書の295ページをご覧ください。

備考欄1教育振興費でございます。児童の学習を支援するため、準教科書等の学校教材や、各学校に電子黒板を購入いたしました。また、各種コンクール出場への助成、南達方部小学校交歓陸上競技大会を実施いたしております。また、図書を購入いたしまして、学校図書の充実に努めたところでございます。

続きまして、決算書297ページをご覧ください。

備考欄2の就学奨励援助費でございます。経済的な理由によりまして就学が困難な児童を援助するため就学援助費を、さらに特別支援学級に在籍する児童を支援するため特別支援教育就学奨励費を支給したところでございます。

続きまして、同ページの最下段から299ページになります。

備考欄2学校管理運営費です。中学校になりますが、生徒の快適な学習環境を確保するための学校施設の運営費と周辺環境の維持管理に要した経費となっております。

続きまして、299ページをご覧ください。

備考欄3保健管理費になります。生徒や教職員の健康診断を実施した経費、また学校の特色を生かした健康づくり活動を支援するため、PTA団体に補助金を交付したところでございます。

続きまして、決算書の303ページをご覧ください。

備考欄1教育振興費でございます。生徒の学習を支援するための準教科書等の学校教材や、吹奏楽部の楽器等を購入いたしました。また、各種コンクール、スポーツ大会参加への助成を行いました。さらに、図書を購入いたしまして、学校図書の充実に努めたところでございます。

続きまして、決算書305ページをご覧ください。

備考欄2就学奨励援助費です。こちらも小学校と同様、経済的な理由によりまして就学が困難な生徒、また特別支援学級に在籍する生徒を支援するための就学奨励費を支給したものでございます。

続きまして、決算書307ページをご覧ください。

ここから幼稚園費になります。市内4か所の幼稚園と五百川幼保総合施設幼稚園部の運営費となっており、会計年度任用職員の人件費や光熱水費、委託料等が主な経費でございます。

続きまして、備考欄3保健管理費でございます。園児の健康診断を実施いたしまして、健康の保持と増進を図っております。また、健康づくり活動を支援するため、保護者会に対し補助金を交付いたしました。

続きまして、決算書の309ページをご覧ください。

備考欄4教育振興費でございます。これは、幼稚園の教材の整備や関係団体への負担金の支出、また読書習慣を身につけさせるため、絵本を購入した経費等となっております。

続きまして、311ページをご覧ください。

備考欄6の預かり保育費でございます。家庭での育児が困難な保護者に対する支援といたしまして、教育時間終了後に在園児を保育しているもので、会計年度任用職員の人件費や賄い材料費が主な経費でございます。

続きまして、備考欄7の私立幼稚園施設型等給付費でございます。子ども・子育て支援制度に移行しました私立幼稚園及び私立認定こども園に対しまして、国の公定価格に基づく運営費を給付するものです。

続きまして、備考欄8の私立幼稚園施設等利用給付費でございます。私立に通う園児につきまして、保護者の経済的負担軽減を図るため、幼稚園授業料及び預かり保育料に対する給付を行うものです。

続きまして、353ページをご覧ください。

備考欄1の学校給食費になります。

これは学校給食の運営に係る経費となっております。白沢地区の小中学校4校の自校給食事業に要した経費と、大玉村と共同設置しております本宮方部学校給食センター協議会の負担金が主なも

のでございます。さらに、前年度に引き続きまして給食費の値上げ分を助成したのに加えまして、物価高騰により食材費に不足が生じることから、1食当たり20円を助成したものでございます。

以上が、幼保学校課が所管いたしました教育費の内容となります。

◇**国際交流課長** それでは、引き続き国際交流課が所管いたしました決算内容につきまして、ご説明を申し上げます。

決算書の282ページから283ページとなります。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育費、備考欄3外国語指導助手招致費でございます。外国語指導助手、いわゆるALTを市内中学校にそれぞれ1名ずつ計3名を配置する委託料と、ALTと民間会社による小学校の教員に対する研修を行うための研修の委託料でございまして、英語教育の充実を図るための経費でございます。

成果報告書は357、358ページとなりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、316ページから319ページとなります。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、備考欄8国際交流費でございます。主なものといたしましては、国際交流員の給与、社会保険料等、研修等に要した経費、また国際理解講演会を開催しました際に講師派遣、県国際交流協会負担金に要した経費、その他英国庭園5周年記念事業、また、英国にありますホランドパーク福島庭園10周年事業、そして昨年は、英国の生徒を招聘した事業に要した経費をここに計上してございます。

また、昨年は在住外国人向けの生活ガイドブックを作成いたしまして、在住外国人と地域住民との協働での防災講座を実施するなど、多文化共生推進に要する経費がこちらに計上されてございます。

なお、皆様ご存じのとおり、国際交流につきまして、令和4年度、空席となった時期がありましたけれども、9月から、現在着任しておりますブラウン・エイミーさんが来日されまして、国際理解事業の推進に活躍されていらっしゃいます。

以上、国際交流課が所管いたしました決算内容のご説明とさせていただきます。

以上でございます。

◇**次長兼生涯学習センター長** それでは、生涯学習センターが所管いたしました決算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、5款労働費でございますが、決算書209ページをご覧ください。

上段の備考欄1勤労青少年ホーム管理運営費であります。これにつきましては、中央公民館2階部分の勤労青少年ホームの維持管理に要した経費であります。なお、勤労青少年ホームにつきましては令和5年3月末をもって廃止し、中央公民館の一部として、さらなる活用を図っていくこととするものであります。

続きまして、10款教育費の内容に移ります。

決算書、313ページ、それから315ページにかけてご覧いただきたいと思っております。

5項1目の備考欄2社会教育総務費につきましては、会計年度任用職員や職員の報酬をはじめ、NPO法人生涯学習プロジェクトもとみやへの事業委託など、社会教育の振興に要した経費であります。

続きまして、315ページをお開きください。

決算書315ページの上段、備考欄3女性団体活動支援費としては、女性団体連絡協議会、婦人団体連合会に対する運営補助であります。

次に、同じページです、備考欄4 社会教育委員活動費につきましては、社会教育委員の報酬をはじめ県の研究集会関係など、社会教育委員の活動に要した経費であります。

次に、決算書は同じページです。

備考欄5 青少年健全育成費につきましては、本宮市青少年健全育成推進大会開催に要した経費、青少年問題協議会の運営に要した経費、青少年健全育成団体の活動支援に要した経費などです。

次に、同ページ最下段から317ページ上段にかけてご覧いただきたいと思います。

315ページの最下段、備考欄6 成人式費につきましては、令和5年1月8日に開催しました、令和5年本宮市二十歳を祝う会開催に要した経費であります。

次に、決算書319ページをお開きください。319ページの上段であります。

備考欄9 地域学校協働活動事業推進費につきましては、学校支援としてボランティアを派遣した経費、また体験活動ボランティア活動支援として指導者の派遣事業に要した経費、また小学校区ごとに週1回、放課後子ども教室を開催することに要した経費であります。

次に、決算書、同じページでございます。

下段の備考欄1 生涯学習推進費につきましては、一般成人から高齢者までを対象として、教養・趣味・健康等に関する内容の講座を開設するのに要した経費であります。

続きまして、同ページから321ページの上段にかけてとなりますが、備考欄1 文化芸術振興費につきましては、すぐれた舞台芸術鑑賞や映画祭実行委員会の活動支援、伝統芸能や、もとみやかるた大会の開催などに要した経費であります。

続きまして、決算書321ページをお開きください。

決算書321ページの備考欄2 カルチャーセンター維持管理費につきましては、令和3年2月の地震被害により閉鎖をしておりますが、カルチャーセンターの維持管理に要した経費であります。令和4年度におきまして展示収蔵施設化改修工事設計業務委託を実施しております。

続きまして、同じページでございます。

備考欄3 ふれあい夢広場維持管理費につきましては、ふれあい夢広場の維持管理の費用でございます。

続きまして、323ページをお開きください。

備考欄1 ふれあい文化ホール運営費につきましては、ふれあい文化ホールの運営協議会の会議等運営に要した経費と、企画展や市民の生涯学習成果発表展などを開催するために要した経費となります。なお、令和4年度におきましては、2度目となる英国自動人形展を開催しております。

次に、決算書同ページから325ページ上段にかけてご覧いただきたいと思います。

決算書323ページの備考欄2 ふれあい文化ホール維持管理費については、ふれあい文化ホールの維持管理に要した経費でございます。

次に、決算書325ページをご覧いただきたいと思います。

決算書325ページの備考欄1 中央公民館維持管理費につきましては、中央公民館、サンライズもとみやをはじめ各地区公民館等の維持管理に要した経費であります。なお、令和4年度において中央公民館耐震補強改修工事、青田農業構造改善センター及び岩根農業構造改善センターの防犯カメラ設置工事などを実施しております。

次に、決算書327ページから329ページにかけてお開きいただきたいと思います。

備考欄2の白沢公民館維持管理費につきましては、会計年度任用職員の報酬をはじめ、白沢公民

館の維持管理に要した経費であります。なお、令和4年度において、電気自動車充電設備設計業務委託、白沢公民館大ホール等の改修工事設計業務委託、和田分館の床修繕工事、和田分館の進入路舗装工事、同じく和田分館のLED化改修工事などを実施したほか、白沢公民館の改修工事にも着手したところであります。

続きまして、331ページをお開きいただきたいと思います。

331ページから333ページ上段でございますが、備考欄1しらさわ夢図書館につきましては、会計年度任用職員の報酬をはじめ、夢図書館の適切な運営と図書館資料の充実、利用者の方に必要な資料・情報の提供などに要した経費であります。令和4年度におきまして、しらさわ夢図書館機能拡充工事を実施したほか、管理用備品として、機能拡充工事に合わせまして、図書館の壁面書架、中置書架等を購入をしたものであります。

備考欄2のしらさわ夢図書館維持管理費であります。これにつきましては、しらさわ夢図書館の維持管理に要した経費であります。

次に、決算書333ページの下段の備考欄1文化財・史跡費につきましては、文化財調査員の活動に要した経費、文化財を適切に管理、保存するために要した経費、さらに文化財伝承団体14団体を支援するための補助に要した経費などです。

続きまして、335ページから337ページの上段にかけてお開きいただきたいと思います。

備考欄1資料館管理運営費につきましては、会計年度任用職員の報酬、歴史民俗資料館の維持管理に要した経費であります。

次に、337ページをお開きください。337ページから339ページ上段にかけてとなります。

337ページの備考欄2スポーツ推進委員活動費につきましては、スポーツ推進委員の活動に要した経費が主なものであります。

次に、339ページをご覧ください。

備考欄3スポーツ振興費につきましては、もとみや駅伝競走大会や学校体育館を市民に開放する事業、福島県市町村対抗軟式野球大会、ソフトボール大会の参加などに要する経費が主なものであります。

続きまして、339ページの備考欄4スポーツ振興活動支援費につきましては、体育協会等スポーツ団体、スポーツ少年団、ふくしま駅伝に出場する本宮代表チームの支援のため、実行委員会の運営補助に要した経費、それから東北大会以上の大会に出場した選手に出場補助金を支給する経費などが主なものであります。

続きまして、339ページの下段のほうになります。

備考欄5スポーツ交流費につきましては、もとみや駅伝競走大会と上尾市民駅伝競走大会との交流事業に要した経費であります。

続きまして、社会体育施設につきましては、維持管理に要する経費が主なものであります。体育施設については一括で説明をさせていただきます。

まず、343ページをお開きいただきたいと思います。

備考欄2の市民プール管理運営費につきましては、浄化設備中空糸膜交換工事を実施しております。

345ページをお開きいただきたいと思います。

備考欄4しらさわグリーンパーク野球場維持管理費でございますが、347ページにまいりまして、野球場改修実施設計業務委託及びシャワー室設置工事を実施しております。

続きまして、決算書349ページ、備考欄8運動場維持管理費につきましては、仁井田運動場排水改良工事、青田運動場、仁井田運動場のトイレ洋式化工事などを実施しております。

続きまして、351ページ、備考欄13コミュニティ交流広場管理運営費でございますが、353ページにまいりまして、屋外放送機設置工事、防犯カメラ設置工事及び人感センサー取付工事などを実施しており、24時間トイレが利用できるよう改修をしております。

続きまして11款災害復旧費でございますが、決算書361ページをお開きいただきたいと思っております。

中段になりますが、4項1目の中段、備考欄2社会教育施設災害復旧費（現年）につきましては、令和4年3月16日に発生した地震被害により、中央公民館、サンライズもとみや、歴史民俗資料館及び白岩分館の建物被害等について、災害復旧工事を実施したものであります。

続きまして、363ページでございますが、上段の備考欄1地域運動場災害復旧工事費（現年）につきましては、神座運動場、まゆみアリーナの敷地の擁壁アスファルト等の被害につきまして災害復旧工事を行ったものであります。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第29号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第29号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第29号は承認することに決めます。



◎議案第30号 令和5年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第4号）について

◇教育長 次に、議案第30号 令和5年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第4号）について、説明をお願いします。

◇書記 〔議案第30号を朗読〕

◇参事兼教育総務課長 それでは、一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、別冊の議案第30号資料によりまして、教育総務課より順にご説明申し上げます。

それでは、資料9ページをお開きいただきたいと思うのですが、こちら保育所維持管理費でございます。

まず1つに、保育所の修繕料で、今後の突発的な修繕や簡易修繕に対応するため、70万円を追加してございます。

2つに、旧第3保育所解体工事でございます。学校施設等耐震化推進計画に基づきまして、耐震性が確保されていない旧第3保育所の園舎を解体するものでございます。場所は本宮字兼谷平地内で、鉄骨造、平屋建てで園舎の面積が469平米、敷地面積が2,646平米となります。園舎を解体しまして、園庭の遊具なども撤去し、更地にするものでございます。解体設計は出来上がっておりますので、議決後すぐ発注いたしまして、工事期間は4か月と見込んでいるところでございます。

次に、資料の11ページをお開きください。

保育所施設整備費の、たかぎ保育所駐車場整備事業でございます。先月14日に施工業者と契約を交わしまして、現在は準備工として、業者において資材の発注や作業工程を組んでいるところでございます。工事を進めるに当たりまして、工事内容を変更する必要が生じたため、追加分を今回補正するものでございます。

まず1つが、コンクリート擁壁の設置に関して、建築確認申請を進める中で設計の見直しが必要となり、より強固な擁壁とするため工事費が増額となります。

2つ目には、舗装路盤や擁壁の裏込めに使用するリサイクル砕石、こちらが市場で不足しておりまして入手困難なため、通常の砕石を使うということに切り替えることで、単価自体がリサイクルより高いということで、こちらも増額の要因となります。

3点目に、現場で発生する土をそのまま現場で使う予定でしたが、粘土質であったため、そちらの使用を取りやめまして山砂を購入するというので、こちらも増加の要因となります。

4つ目に、今ある既存の石段の撤去に伴いまして、処分に係る経費をコンクリートで積算していたのですが、実際には天然の石であったということで、こちらは少し割高になるのですが、単価を見直し、処分種別の変更となり、こちらも増額要因となっております。

このうち擁壁の設計見直しと石段の処分費に係る増額分は、本来設計の段階で取り入れるべきものでございましたが、業者が作成した設計書について市役所の工事担当が誤りを見つけることができず、そのまま発注したことで、今回の見直しに係る分が追加となる部分でございます。これらの工事内容の変更に伴いまして1,250万円の増額を補正予算のほうに計上したところでございます。

なお、工期につきましては当初の予定どおり、来年3月完成を目指しているところでございます。

次に、13ページをお開きください。

教育総務管理費でございますが、1つ目が6月から教育総務課で雇用しております会計年度任用職員の今後の人件費の追加をお願いするものでございます。

2つ目に、14ページの教育施設等整備事業基金積立金であります。昨年度の基金繰入事業の精算が終わりましたので、精算で1,461万7,000円を基金に戻し入れるものでございます。あわせて、今後の教育施設の整備事業に備えまして、一番下にありますが、1億円の積立てをお願いするものでございます。

今後の整備事業につきましては、小中学校のトイレ改修とLED改修、地区公民館の耐震補強改修工事、また公民館分館の長寿命化改修など、基金を活用しながら事業を進めてまいります。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは小学校施設維持管理事業でございますが、まず1つに小学校施設の修繕料で、今後の突発的な修繕や簡易修繕に対応するための経費150万円を追加してございます。

2つに、白岩小学校の送迎用駐車場ですが、面積が約1,000平米ございまして、砂利駐車場なのですが、車での送迎が白岩小学校はかなり多くございまして、車の往来で水たまりが発生しやすく、毎年、砂利の補充等、敷ならしを施してまいりました。新年度においてアスファルト舗装工事を進めるため、今回測量設計業務委託料を計上させていただきました。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。

中学校施設維持管理費の本宮第一中学校照明改修工事の設計業務委託料でございますが、今年度、LED改修は、幼稚園と保育所の工事を進めてございます。全て夏休み中に終了して、今、完成の手続をしているところでございます。小中学校につきましては、来年度から工事に取り組むことと

してありまして、国の補助事業に該当するものですから、補助事業ということで照度計算や仮設計画、設計積算業務、こちらを業者に委託して進める必要がありまして、今回まず本宮第一中学校の校舎と体育館の照明改修工事設計業務を計上をさせていただいたところでございます。この設計を基にいたしまして、新年度予算編成並びに国庫補助の申請を進めてまいります。

なお、一中以外の小中学校につきましては、新年度予算に設計業務委託料を計上いたしまして、令和7年度と8年度の2か年度で校舎、体育館のLED改修工事を進めていけるように計画してまいるところでございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思います。

幼稚園施設維持管理事業でございますが、まず1つに、幼稚園施設の修繕料で、今後の突発的な修繕や簡易修繕に対応するため、50万円の追加をお願いしてございます。

2つに、岩根幼稚園の砂利の送迎用駐車場についても、新年度にアスファルト舗装工事を進めるため、約700平米なのですが、こちらの駐車場の測量設計業務委託料を計上したところでございます。

以上、教育総務課が所管いたします内容の説明といたします。

◇次長兼幼保学校課長 続きまして、一般会計補正予算（第4号）うち、幼保学校課が所管する内容につきましてご説明いたしたいと思います。

要求書22ページをご覧くださいと思います。

こちら保育所事業のうち会計年度任用職員の報酬、併せまして要求書の24ページ、こちらの障がい児保育事業、こちらの期末手当、同じく32ページの幼稚園管理運営事業、こちらの期末手当になりますが、こちらは決算見込みによります予算の組替えになってございます。

次に、要求書の26ページをご覧くださいと思います。

民間認可保育所保育園運営支援事業でございます。22節償還金利子及び割引料、国庫補助金448万3千円、県費負担金149万9千円は、令和4年度の民間認可保育所に対する運営費給付に対する国・県補助金の過年度精算による返還金となっております。

次に、要求書の28ページをご覧ください。

学校給食放射性物質検査事業の18節負担金補助及び交付金の学校給食放射性物質検査事業負担交付金の増につきましては、令和4年度の給食センターの自校給食分の放射性物質食材検査機の機器の校正費用につきまして、市が一括して補助金申請を行っていましたが、額が決まりましたので給食センター分を給食センターに交付するものでございます。

次に、要求書の30ページをご覧くださいと思います。

白岩小学校の体育館に設置しているグランドピアノのペダルが故障いたしまして、修理不能であるということから新たに購入するものでございます。

要求書の34ページをご覧ください。

私立幼稚園施設型等給付費給付事業の子ども子育て給付金の増額になります。本宮幼稚園が令和5年10月から新制度への移行の準備を進めていることによるものでございます。

現在、本宮幼稚園は、平成27年4月からスタートしました子ども子育て支援新制度により創設いたしました施設型給付を受ける幼稚園、そちらに移行することを目指しておりまして、準備を進めてございます。新制度に移行することによりまして、施設型給付として市から園に対しまして、法定価格により給付金を支払うこととなります。その額が、半年分で2,650万円ほどになりますので、今回補正を計上させていただいたところでございます。

あわせまして、要求書の36ページをご覧ください。

私立幼稚園施設等利用給付費給付事業の子ども子育て給付金になります。本宮幼稚園が新制度に移行することによりまして、施設等利用給付費は減額をするようになります。

次に、38ページをご覧ください。

本宮方部学校給食センター運営参画事業、18節負担金・補助及び交付金につきましては、負担金算定基準日の5月1日時点の児童・生徒数及びクラス数が確定したことによりまして、給食センター協議会の負担金割合が変更となったことによる減額補正になっております。

以上で、幼保学校課が所管する内容の説明とさせていただきます。

◇次長兼生涯学習センター長 それでは、生涯学習センター及び白沢公民館が所管いたします補正予算の内容について説明いたします。

議案資料の40ページをご覧ください。

5項社会教育費、7目文化財保護費、文化財・史跡保存事業におきまして、本宮市指定文化財保存事業補助金268万3,000円を計上したものであります。これにつきましては、関下地内にあります浮彫の阿弥陀三尊来迎供養塔の保存及びここに関する費用に対する補助金となるものであります。本供養塔につきましては、昭和63年に本宮町の指定文化財として登録し、現在に至っているものでありまして、南北朝時代終盤の本宮地方の歴史を現在に語り継ぐ資料となっております。関下地区の皆様方によりまして維持管理がされてきましたが、今後も維持管理はしていただくように伺っておるところであります。今回は供養塔を祀ってきたお堂が老朽化により修理不可能な状態となり、建て替えには多額の費用がかかることから、町内会費では捻出が難しいとの相談を受けまして、保存のために必要な経費として認められること、早急に復旧が必要と判断されることから、9月の補正予算での計上となったものであります。

続きまして、42ページをお開きください。

5項3目カルチャーセンター維持管理事業についてであります。10節需用費修繕料であります。カルチャーセンターの合併浄化槽の送風機が老朽化により不具合が生じていることから交換修理を行うもので、併せて浄化槽の上部より泥水が入るのを防ぐための、浄化槽スラブのかさ上げ工事に係る予算を計上したものであります。

続きまして、44ページをお開きください。

5項4目ふれあい文化ホール維持管理事業におきまして、備品購入費3,740万円を計上したものであります。現在、ふれあい文化ホールは、美術工芸品展示施設としての改修実施設計を行っておりまして、令和6年秋に展示施設としてオープンする予定で進めております。その展示の目玉となる資料として、英国自動人形展示用備品等を購入するものであります。

なお、詳細につきましては、定例会終了後の教育委員協議会で説明をさせていただきたいと思っております。

続いて、資料47、48ページをご覧いただきたいと思っております。

5項5目白沢公民館維持管理事業の1節から8節旅費までは、会計年度任用職員を雇用するための費用を計上したものであります。

11節の役務費におきましては、現在改修工事中の白沢公民館の完成した後、他施設に保管しております書類、備品類を運搬するための費用となります。

17節備品購入費につきましては、スタインウェイのアップライトピアノを購入する費用を計上したものであります。こちらの詳細につきましても、教育委員協議会で説明をさせていただきます。

なお、購入費用の994万円につきましては、予算上は令和4年度の繰越明許として計上してある白沢公民館改修工事関連備品購入費が1,290万円の残額としてありますが、繰越予算であるため更正ができないことから、令和5年度補正予算として新たに計上したものであります。

続きまして、49ページをお開きください。

5項6目図書館費のしらさわ夢図書館費であります。こちらにつきましては、読書ボランティア等の謝礼の増額、他に絵本の原画保存のオフセット印刷などをするための経費を要求したものであります。また中央公民館への図書購入のための寄附があったことから、備品購入費として図書の購入費を計上しております。

続きまして、51ページをご覧ください。

4項2目体育施設費、白沢体育館維持管理事業につきましては、アリーナ用のハロゲン球購入費、雨漏り調査手数料、駐車場植栽の伐採手数料及び白沢体育館高圧受電設備修繕工事に要する経費を補正増とするものであります。

続きまして、53ページから54ページにかけてをご覧ください。

2目体育施設費、しらさわグリーンパーク野球場維持管理事業の1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員を雇用するための経費を計上したものであります。

14節工事請負費におきましては、しらさわグリーンパーク野球場高圧受変電設備の点検結果による新規追加分を補正するものであります。

続きまして、56ページをご覧ください。

しらさわグリーンパーク野球場長寿命化事業につきましては、12節委託料におきまして、工事管理費を計上しております。

14節工事請負費で、しらさわグリーンパーク野球場の改修工事に係る費用を予算計上したところであります。詳細につきましては、教育委員協議会で説明をさせていただきます。

続きまして、資料の58ページとなります。

8目資料館管理運営事業委託料としまして、町史等の梱包運搬業務委託料を計上したものであります。展示収蔵施設が改修工事完成に伴い、現在の歴史民俗資料館にある文書、民俗資料などの移転費用及び白沢体育館に収蔵されている村史編さん資料等の移転費を計上したものであります。あわせまして、使用料及び賃借料として収蔵品データベースシステム利用料、委託料としましてデータベースシステム構築業務委託料、合わせまして155万円を要求、計上させていただきました。これにつきましては、収蔵施設移転後、資料をデータベース化して、即座に利用するためのものでありまして、市民の方からも資料検索が可能で、実物を見たいときには収蔵施設においでいただきまして、利用できるようにするためのものであります。

以上が、生涯学習センター、白沢公民館が所管いたします補正予算の概要の説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第30号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第30号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第30号は承認することに決めます。

◇
◎議案第31号 本宮市未来担い手奨学基金条例制定について

◇教育長 次に議案第31号 本宮市未来担い手奨学基金条例制定について、説明をお願いします。

◇書記 [議案第31号を朗読]

◇参事兼教育総務課長 それでは、議案第31号から32、33号までが、今回の奨学基金の制度の見直し・拡充について、条例の制定や附則の制定等を行うものでございます。こちらの議案の説明をする前に、本日カラー印刷した両面刷りの「奨学基金制度の拡充について」、こちらでまず概略を説明させていただきたいと思えます。

こちらにつきまして、皆様に前よりいろいろご協議をいただき、まとめ上げまして、市長部局との最終協議も終えまして、拡充案をまとめることができました。

1番の制度拡充につきましては、学生が利用しやすい市の奨学金へ、併せて海外留学も応援しましょうと、また返還支援に取り組むことにいたしまして、若者の市内定住にもつなげていくことで、制度を考えてきました。

さらに、2番の制度拡充のポイントにつきましては4つ上げさせていただきました。まず、皆さんからご意見をいただきました所得基準の廃止ということで、貸与型奨学金の応募要件に申請者世帯の所得基準を設けない。2つ目に併用可ということで、国とか他の団体等が実施する奨学金制度との併用について制限を設けないでいきましょう。3つ目に返還支援ということで、大学などを卒業後、市内に住んで、市内外を問わず通勤圏内の事業所に就職した場合、奨学金の返還を支援しましょう。4つ目に海外留学を支援ということで、海外留学に係る経費を支援する仕組みを新設することで、こちら4つのポイントをまとめたところでございます。

3番の奨学金ということで、まず貸与型、こちらは前々から資料をお出ししていましたが、この大学の国公立、私立、その下に海外留学ということで、海外留学の場合の貸与型の奨学金を該当するようにしてお手伝いしていきたいということで、まずここに海外留学を入れさせていただきました。

次に、下の表の給付型ですが、今までの1万円の給付型につきましては、このまま継続して実施していきます。これに加えて、海外留学激励金ということで、短期の留学、長期の留学、こちらどちらでも、行くときに激励金として、海外留学の応援（もしくは励み）ということで、20万円の給付を新たに加えさせていただきました。以上が奨学金になります。

次に裏のページになりますが、右側の遠藤輝雄奨学基金と篤志奨学資金給与基金があるのですが、篤志奨学資金給与基金はそのままスライドしまして、遠藤輝雄奨学基金を個人的名前ではなく新しく、未来担い手奨学基金という名称に変えます。これは、市でかなり原資を増やしていく必要があり、計算ですと、最終的に1億8千万は原資として必要になるため、そのためには市が計画的に積立てをして運用するということから、名前を変えて新たなスタートを切りたいと思っているところでございます。

また、次の貸与型奨学金の返還支援は、前にも説明してございますが、市内に居住し就業した方を、返還する4分の3を支援しますということで、本来、私立大学で奨学金を借りていた方が、市内に居住し就業した場合、本来ですと月々2万円を返還していくのですが、そのうち4分の3の1万5千円を市が支援して、本人は5千円を月々返還していくことで返還の軽減につながり、このような制度で若者の市内定住につなげていければということでございます。

そこで、新たに加えたものが6番、事業の検証ですが、この制度を進めるのですが、制度を執行して5年経過時に、この奨学金制度の成果、効果、また色々な課題が出るかと思いますので、そちらを検証し、見直しを進める事を付け加えました。

これが今回の奨学金制度の拡充に係るまとめたもので、これによりまして先ほどの議案に移っていくわけですが、名称を変える基金、これは条例ですので、こちらの条例を新たに制定する。この条例を施行していくのに規則が必要ですので、その規則制定。あと、篤志奨学金は海外の激励金を加えるために規則の改正が必要になります。このことを、説明していきたいと思います。

資料にお戻りいただき、5ページ、6ページが条文なのですが、この条文とちょうど並行した形で、先週、庁内の法規審査会というものがございまして、そちらで審議をいただいたところで修正がございましたので、本日、修正を加えた条文のほうを皆様の机の上に、お配りしましたので、そちらで説明していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、本宮市未来担い手奨学基金条例でございますが、まず、現在の奨学金の利用者が減っていることから、来年度に向けて奨学金制度の拡充を図るため、遠藤輝雄奨学基金条例を廃止し、この原資に計画的に市が積立てを行い、貸与型奨学金として新たに本宮市未来担い手奨学基金を設けるための条例を制定するものでございます。

附則で施行期日を来年4月1日、その条例を制定することによって遠藤輝雄奨学基金条例を廃止し、経過措置として、同基金の現金は新条例に引継ぐという規定を定めてございます。

この条例は、9月議会に上程して決定いただきましたならば、10月からこの奨学金の募集を開始するスケジュールで進めてまいります。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第31号に対する質疑を行います。

◇4番委員 この説明のペーパーの中で、2番の1番、所得基準の廃止、この中で貸与型奨学金には入っているのだけれども、給付型も設けないんでしょう。

◇教育部長 給付型については、従前の1万円の給付をしておりました。こちらについては、給付型奨学金となっていますので、所得基準というのは設けながら、ある程度生活が苦しい方について、給付型を今までと同様に出す形で、この給付型については、併用を開始するという以外は、同じ理由で所得基準は設けるということで考えています。

◇4番委員 この海外留学激励金も、所得基準は設けたのですか。

◇教育部長 今までの給付金、1万円給付については、奨学金については所得基準を設けまして、海外留学については一回切りに渡してしまっておりますので基準を設けずに、行きたいという子どもに対しては、激励金という形でお渡しするというようなことで、制度のほうは整理していきたいと思います。

◇教育長 それでは、海外留学激励金については設けないということで対応していくということでございます。いいでしょうか。

◇4番委員 分かりました。それでよろしいかと思います。

◇教育長 その他、質疑がなければ打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第31号を承認することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第31号は承認することに決めます。

◇

◎議案第32号 本宮市未来担い手奨学基金条例施行規則の制定について

◇教育長 次に、議案第32号 本宮市未来担い手奨学基金条例施行規則の制定について、説明をお願いいたします。

◇書記 [議案第32号を朗読]

◇参事兼教育総務課長 未来担い手奨学基金条例の施行について必要な事項をこの規則で定めるもの
でございます。

条例規則のつくり込みは、遠藤輝雄奨学基金貸与規則を参考に条立てしましたが、先ほど奨学基金制度の拡充のポイントとして、1つに応募要項に所得基準を設けない、2つに国や他の団体等が実施する奨学金制度との併用を可能としました、3つに奨学金の返還を支援するため、この奨学金を借りた学生が大学を卒業後、市内に居住し就職した場合、返還すべき奨学金を減額することを付け加えてございます。なお、返還支援については別に、この下に今度は要綱を制定して対応することを考えております。さらに4つ目として、海外留学も奨学金貸与の対象とすることにしました。

附則のほうで、条例の施行日に合わせ施行期日を来年4月1日に、遠藤輝雄奨学基金貸与規則のほうを廃止する、経過措置として施行日の前日までに貸与の決定を受けた奨学金については、従前の遠藤輝雄奨学基金貸与規則によるものと規定しております。

こちら条文は第1条から第21条までであるのですが、先ほども言ったように、前の遠藤輝雄貸与規則を参考に、今回の拡充、見直しに合わせた形で見直しておりますので、こちらでやらさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第32号に対する質疑を行います。

◇3番委員 海外留学の場合なのですけれども、大学に在籍しているながら、例えば1年とかの海外留学もあるかと思うのですけれども、その場合、5年間貸与されるのか、それともあくまでも4年なのか、その辺はどのようにお考えなのか確認したいです。

◇教育部長 先ほどの説明資料を見ていただきたいと思うのですけれども、こちらの中で、俗に言う1か年での留学、提携校留学と言われるものと、授業料については現在通っている学校、そちらの授業料を払っていることで、留学先の授業料というのは負担にならないようになっておりますので、あくまでもこの場合には給付型の長期、1回20万円というところにかかる部分のみをお渡しするというで考えております。

ただ、学部留学ということで4年間行かれる場合には、今回の貸与型の奨学金の活用と併せて給付型と、公費の応援ということで20万円、こちら両方を併用して使っていただくということを想定しているところです。

◇3番委員 ということは、例えば大学を2年でやめて、やっぱり海外に4年いたいという場合はどうしますか。

◇教育部長 改めて4年大学に、海外に行きたいという場合には、こちらを4年間、お申し込みいただければ使うことは可能と考えています。

◇3番委員 一個人で、国内の大学を退学して海外に行ったのは、4年を越しても大丈夫ということですね。

◇教育部長 そうですね。海外の大学に4年行くということであれば、その分の対応はしていくとい

うことです。

◇3番委員 分かりました。

◇教育長 その他、質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第32号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第32号は承認することに決します。



◎議案第33号 本宮市篤志奨学資金給与規則の一部を改正する規則について

◇教育長 次に、議案第33号 本宮市篤志奨学資金給与規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

◇書記 〔議案第33号を朗読〕

◇参事兼教育総務課長 では、篤志奨学資金規則です。

資料の13、14、15は、当日配布資料で説明します。

こちらは給付型の奨学金に係る規則でございまして、今回の制度の拡充に伴い給付型の奨学金の利用も促すため、まずは国や他団体の奨学金との併用を可能とすることとし、あと海外留学をする学生に、一時金として激励金を給付する内容を追加するものでございます。

既存の規則に、新旧対照表の第2条の4号ですが、他団体の奨学金との併用を可能とするため、この規定を削除しました。このことは、この条文をなくすことによって給付が受けられることとなります。

第2項ですが、海外激励金の対象となる学生の範囲を規定してございます。この規定の中の各号で、市内に1年以上住んでいた方は、向上心がある人となります。ここに経済的な対応は規定してございませんので、海外留学には所得制限はありません。

次に、第3条で、海外激励金の額を20万円にします。また、第4条では、激励金は同一人に1回限りで、渡航前に給付しますと規定しています。

第5条で激励金の申請手続について、第7条では留学後に実績報告の提出。第10条で、留学を取りやめた場合は支給しないことの内容。

最後のページには別表に、激励金を支給した後に留学を取りやめた場合、つまり渡航前に支給していましたが、やはり行かなかった場合には、「全額返還なります」という内容を加え、またそのほかの部分には、今までの規則の文言整理を行ってございます。

こちらの規則改正ですが、附則で施行日を来年の4月1日、経過措置として、施行日の前日までに給与を決定した奨学金については、従前の規則によるものですよという規定を付け加えたものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第33号に対する質疑を行います。

◇1番委員 普通の奨学金は収入制限を設けて、海外のほうは収入制限は設けないというのは、どこを見ると分かるのでしょうか。

◇教育部長 今回示しています規則の改正が新旧対照表ということで、変わっていない文言については記載されていない、略という形になっているものですから、そもそもの、これの基になっている

部分については1万円の給付の事業、給付の奨学金の規則ということで、その1万円給付に対しての所得制限がありますよという文言については変わらないので、変わっていないことは示されていないという状況になっています。

- ◇1番委員 海外留学は収入基準は設けないということは、どこを見るとわかるのでしょうか。
- ◇教育部長 それは、この規則の中で1万円の給付について、条立てで1万円の給付、あと海外留学に対する給付というものもありますので、そのうち今までと同じ状況になっている部分、1万円の人にはなっているということしか書いていないので、海外留学に対してもそれを出しなさいということは改めて書かないことで、そこにはそれを出す必要ないという形で整理しているものですから、文言としては出てこないということになります。
- ◇1番委員 全部読めば、そこが分かるようになっているということですね。
- ◇教育部長 すみません、新旧対照表では読み取れない部分でした、申し訳ありませんでした。
- ◇1番委員 分かりました。ありがとうございます。
- ◇教育部長 2条の条文は、大丈夫ですか。
- ◇1番委員 はい、入っているなら大丈夫です。ありがとうございます。
- ◇教育長 その他、質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- ◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。
議案第33号を承認することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- ◇教育長 異議ありませんので、議案第33号は承認することに決めます。

◇

◎議案第34号 本宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- ◇教育長 次に、議案第34号 本宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、説明をお願いします。
- ◇書記 〔議案第34号を朗読〕
- ◇次長兼幼保学校課長 それでは、議案第34号について説明させていただきます。
本宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の放課後児童健全育成事業実施要綱における、放課後児童支援員の資格要件に係る改正があったことに伴い改正するものでございます。
放課後児童支援員の資格要件といたしましては、都道府県知事または地方自治法第252条の第19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならないと定められておりますが、附則におきまして、一定期間内に研修を修了することを予定しているものも、放課後児童支援員としてみなすことができるとされてございます。
国の要望では、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することになってから2年以内に研修を修了することを予定している者と改正されたため、それに準じて改正するものでございます。
なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。
以上で説明を終わります。
- ◇教育長 それでは、議案第34号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第34号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第34号は承認することに決めます。

◇

◎議案第35号 東日本大震災により被災した児童生徒の就学支援に関する要綱の一部を改正する告示について

◇教育長 次に、議案第35号 東日本大震災により被災した児童生徒の就学支援に関する要綱の一部を改正する告示について、説明をお願いします。

◇書記 [議案第35号を朗読]

◇次長兼幼保学校課長 それでは、議案第35号について説明をさせていただきます。

東日本大震災により被災した児童・生徒の就学支援に関する要綱の一部を改正する告示につきましては、国の補助単価の見直しも行われたことを受けまして、市の要綱を国の要綱に準じて改正するものでございます。

改正の内容ですが、別表につきまして、国の補助単価に合わせまして新入学児童生徒学用品費、新入学準備品の上限額が6万円から6万3千円に引き上げられてございます。

この要綱の適用は4月1日からとするもので、令和5年度の第1回目の支給は、例年どおり10月に予定しているところでございます。

以上で、要綱の一部改正の説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第35号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第35号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第35号は承認することに決めます。

◇

◎報告第1号 要保護・準要保護児童生徒の認定状況について

◇教育長 次に、報告事項になります。

報告第1号 要保護・準要保護児童生徒の認定状況について説明をお願いします。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、資料の21ページをご覧ください。

令和5年度要保護・準要保護児童生徒認定状況についてご説明をいたします。

経済的な理由によりまして就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費、修学旅行費などの援助を行う就学援助費の支給認定をした一覧でございます。

認定基準につきましては、要保護は生活保護を受けている世帯、準要保護は生活保護を受けていないが、これに準ずる程度の生活困窮と認定した世帯となっております。

こちらの一覧表の本年度、本宮小学校は認定が32人、本宮まゆみ小学校が24人、五百川小学校が20人、岩根小学校6人、糠沢小学校5人、和田小学校5人、白岩小学校11人、その他ということで、本宮市に住所がありますが区域外の学校、支援学校に通学している児童の保護者ということで、1人の認定をしておるところでございます。小学校の合計は104人となっております。

中学校は、本宮第一中学校が33人、本宮第二中学校が20人、白沢中学校が18人、その他ということで区域外の学校に通学している生徒の保護者3人の認定をしております。合計で、中学校74人、小・中合わせて178人を認定いたしました。ちなみに、昨年同時期の認定者数は201人であったところでございます。

認定の理由につきましては、市民税の非課税世帯や児童扶養手当受給世帯、また生活困窮、低所得の世帯となっておりますところでございます。

また、非認定とされました児童につきましては、本宮一中学区が6人、本宮二中学区が6人、白沢中学校区が1人となっております。

非認定の理由といたしましては、所得条件、こちらは生活保護の1.3倍という基準でやっておりますが、そちらの所得条件に合わなかった方ということになっております。

以上で説明を終わります。

◇教育長 それでは、報告第1号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第2号 福島県中学校体育大会の結果について

◇教育長 次に報告第2号 福島県中学校体育大会の結果について説明をお願いします。

◇指導主事 それでは、別紙資料になります。報告第2号、資料の(1)－1をお開きください。

それでは、報告第2号について説明させていただきます。

令和5年度第66回福島県中学校体育大会水泳競技大会結果につきましては、3名の生徒が5種目に出場いたしまして、2名の生徒は4種目で東北大会出場となりました。

次のページをご覧ください。

報告第2号、資料(1)－2になります。

第66回福島県中学校体育大会総合大会の結果になります。

3団体、あとは個人が3名出場いたしまして、個人種目2名が東北大会出場となりました。

次のページ、資料(2)－1をご覧ください。

東北中学校体育大会水泳競技の結果になりますが、2名の生徒は4種目に出場しまして2種目で入賞となっております。

東北中学校体育大会総合の結果になります。個人種目で2種目に出場となりました。

次のページをご覧ください。

報告第2号、資料(2)－2になります。

第44回東北中学校陸上競技大会の結果になります。2名が出場しまして、1名全国大会出場ということになっておりまして、現在、愛媛県松山市で開催中でございます。

一番最後の走り幅跳びの小林夢さんですが、走り幅跳びは、明日24日に行われます。

以上で説明を終わります。

- ◇教育長 それでは、報告第2号に対する質疑を行います。
- ◇3番委員 走り幅跳びの小林さんのことを聞きたいのですけれども、2年生のときの成績は分かりますか。
- ◇指導主事 2年のときは、全国でたしか6位でした。
- ◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第3号 第17回もとみや駅伝競走大会について

- ◇教育長 次に報告第3号 第17回もとみや駅伝競走大会について説明をお願いします。
- ◇次長兼生涯学習センター長 それでは、第17回もとみや駅伝競走大会について説明を始めます。
資料は22、23ページをご覧くださいと思います。
10月15日開催予定のもとみや駅伝競走大会につきましては、要綱の10番をご覧くださいと思いますが、会場につきましては、本宮運動公園みんなの原っぱランニングコースをスタートしまして、本宮第一中学校体育館前をゴールとする特設駅伝コースで開催します。
要綱の11番目ですが、参加対象は市内在住、在勤、在学者及び市内学校出身者となりますが、上尾市陸上競技協会からの駅伝チームを特別招待し、参加いただく予定となっております。
要綱の12番ですが、チーム編成につきましては、第1部門は小学生の部、第2部門は中学生の部、第3部門は健康の部となります。また、第4部門は中学生駅伝の部、第5部門は一般駅伝の部となっております。
要綱の13番目の③でございますが、小学生の部で優勝した学校及び中学生の部と一般の部においては、選手の選抜によって上尾市駅伝競走大会へ派遣することとなります。
なお、本日午後7時から駅伝競走大会関係団体長会議を開催しまして、内容について協議をいただくこととなっております。
大会役員としましては、教育長には副大会長を、教育委員の皆様には参与としてご協力をいただきながら、事故等なく開催してまいりたいと考えております。
以上、もとみや駅伝競走大会についての報告とさせていただきます。

- ◇教育長 それでは、報告第3号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

- ◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第4号 第17回市町村対抗福島県軟式野球大会について

- ◇教育長 次に、報告第4号 第17回市町村対抗福島県軟式野球大会について説明をお願いします。
- ◇次長兼生涯学習センター長 それでは、第17回市町村対抗福島県軟式野球大会について説明をいたします。
資料は24ページをご覧ください。
本宮市チームは、トーナメント表の24番であります。本宮市チームの初戦は、棚倉町チームとなります。会場はいわきグリーンスタジアムで、第2試合の予定であります。勝ち上がってきますと、第3回戦でしらさわグリーンパーク野球場で試合が行われます。

なお、しらさわグリーンパーク以外の会場での試合には市民の応援バスを出しまして、本宮市チ

ームの活躍を応援していただきたいと考えております。

試合の結果につきましては、次回の教育委員会定例会で報告をさせていただきたいと考えています。

以上、市町村対抗福島県軟式野球大会についての報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第4号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◎報告第5号 第10回市町村対抗福島県ソフトボール大会について

◇教育長 次に、報告第5号 第10回市町村対抗福島県ソフトボール大会について説明をお願いします。

◇次長兼生涯学習センター長 第10回市町村対抗福島県ソフトボール大会について説明を申し上げます。

第10回市町村対抗福島県ソフトボール大会につきましては、資料は25ページとなります。

本宮市チームは、トーナメント表の42番となります。本宮市チームの初戦は中島村と桑折町の勝者となります。会場は相馬光陽ソフトボール場で、10月22日、第1試合の予定でございます。市町村対抗軟式野球大会同様、本宮市チームの市民応援バスを出すように考えております。

こちらの結果につきましては、今後の教育委員会定例会でご報告をさせていただきたいと思っております。

以上、市町村対抗福島県ソフトボール大会についての報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第5号に対する質疑を行います。

◇2番委員 これ、メンバーは野球もソフトも一緒ですか。

◇次長兼生涯学習センター長 基本的にはメンバーは違います。ただ、両方に出ていらっしゃる方が1人か2人いらっしゃるという状況です。

◇2番委員 報告のときに、メンバーを教えてください。

◇次長兼生涯学習センター長 分かりました。

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◎その他

◇教育長 次に、その他事務局から報告等あればお願いします。

[発言する人なし]

◎次回開催日程について

◇教育長 なければ、次回の教育委員会の日時を決めたいと思います。

[次回開催日程について協議]

◇教育長 次回教育委員会は、9月26日火曜日、午後1時30分開会といたします。

◎閉会の宣告

◇教育長 これを持ちまして、教育委員会定例会を閉会いたします。
【午後 3 時 1 7 分閉会】